

主な二国間協議及び現地調査(平成20年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年7月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成20年8月
韓国産エゴマ及びとうがらし (残留農薬)	平成20年4月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。平成20年11月、登録業者について検査命令を解除。	平成20年9月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成20年10月
フィリピン産アスパラガス (ジフェノコナゾール)	平成19年5月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。平成21年5月、登録業者について検査命令を解除。	平成20年11月
フィリピン産オクラ (テブフェンジド、フルアジホップ、メタミドホス)	平成20年2月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。平成21年2月、登録業者について検査命令を解除。	平成20年11月
タイ産グリーンアスパラガス (EPN)	平成20年7月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。平成21年5月、登録業者について検査命令を解除。	平成21年2月
タイ産バナナ (シペルメトリン)	平成20年10月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。平成21年5月、登録業者について検査命令を解除。	平成21年2月
チリ産豚肉 (ダイオキシン)	平成20年7月から協議開始。ダイオキシンプログラムの検証の目的で現地調査を実施。平成21年4月、チリ政府が発行する証明書が添付された豚肉については輸入手続きの保留措置を解除。	平成21年2～3月
中国産えだまめ、しそ及びライチ (残留農薬)	登録輸出業者及び農場の現地調査を実施。平成21年4月、検査命令を解除。	平成21年3月
中国産はちみつ (動物用医薬品)	現地調査を実施。平成21年4月、検査命令を解除。	平成21年3月
中国産鶏肉 (動物用医薬品)	平成20年6月から協議開始。養鶏場及び食鳥処理施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成21年3月
中国産食品 (食品衛生全般)	中国の国内法に違反する食品の対日輸出の防止及び食品衛生法を遵守した対日輸出の確保を要請。	平成21年3月
エチオピア産コーヒー豆 (残留農薬)	平成20年5月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。対応要請中。	平成21年3～4月